訪日客宿泊のホテル 消費税申告ミス続々

「リバースチャージ」理解不足

外国人客を受け入れているホテル業者などが、海外で宿泊予約サイトを運営する業者との取引をめぐり、相次いで消費税の申告漏れを指摘されたことがわかった。海外からの旅行客が増えるなか、2015年に導入された「リバースチャージ」と呼ばれる新たな方式の理解不足が一因とみられ、東京国税局は注意を呼びかけている。

関係者によると、東京や福岡など各地の国税局が昨年からホテルや旅行会社を税務調査。十数社に計約11億円の申告漏れを指摘した。3億円超の追徴課税を受けた大手もあったという。訪日外国人観光客は年々増え、ネットを通じて日本のホテルの宿泊予約や各種チケットの購入を行う客も多い。海外のサイト運営業者にホテルや旅行会社が手数料などを支払った際の税務処理をめぐり、ミスが相次いでいる形だ。

消費税は、事業者が売上時に消費者などから預かった税額から、仕入れ時に支払った税額を控除（仕入れ税額控除）して納税する。海外業者へのこうした手数料の支払いには消費税が課税されず、仕入れ税額控除もなかったが、15年度の税制改正で、海外業者が宿泊予約やゲーム、広告配信といったネットサービスを国内業者に提供したとき、その対価に課税し、国内業者に納税させる「リバースチャージ方式」がスタートした。この場合、海外業者への支払いにかかる消費税分を仕入れ税額控除できる。ただこの方式は、金融機関のような一部の業種を除き、多くの一般企業は現時点では適用されない。

対象外なのに税額控除適用

今回の申告漏れはホテルや旅行業者で発覚した。例えば国内のホテルが、海外の宿泊予約サイトを通じてホテルを利用した海外客から宿泊代1万円と消費税を合わせた計1万800円を受け取り、ホテルが予約サイトに手数料2千円を支払ったとする。手数料にかかるリバースチャージ分（160円）を含めた消費税額は960円となるが、リバースチャージ分は仕入れ税額控除ができるので、計800円を納税することになる。今回多かったのは、経過措置のためリバースチャージ方式の適用外なのに仕入れ税額控除だけをしてしまったケースだ。

ある大手ホテルグループの担当者は取材に、大手宿泊予約サイト「ブッキングドットコム」（本社・オランダ）に支払った手数料の税務処理を誤り、申告漏れの指摘を受けたと認めた。追徴を受けた別のホテル会社の担当者は「理解不足があった。宿泊予約サイトは、運営者の所在地が国内か海外かがわかりにくい場合もあるので、税理士に相談するなどして気をつけたい」と話した。（花野雄太）
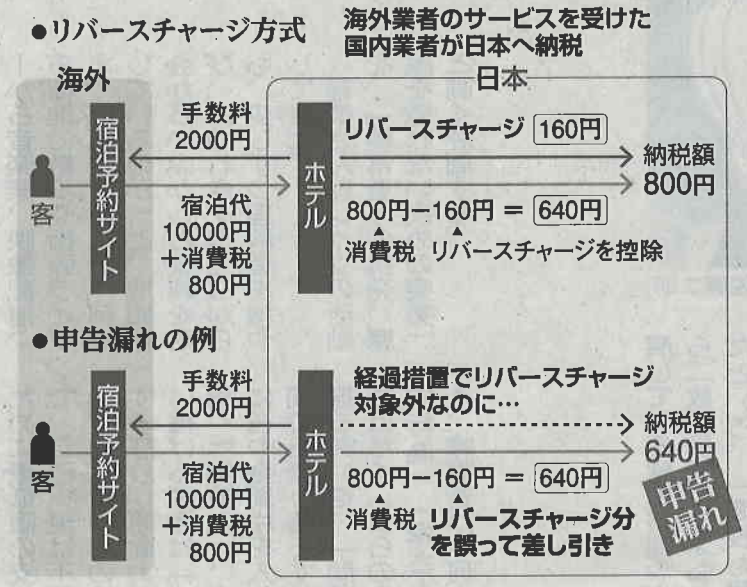
海外取引をめぐる消費税の申告漏れのイメージ